大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条 第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町 1515 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平 和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 204台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 115 台
 - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 227.0 ㎡
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 156 台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 115 台
 - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 98.0 ㎡
- 4 変更年月日 令和8年4月23日
- 5 変更の理由 アについては従業員等共用駐車場の設置および駐車場レイアウト整備のため、イについては駐車場 レイアウト整備に伴う駐輪場の移設のため、ウについては資材置き場等として活用するため
- 6 届出年月日 令和7年8月22日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

- ② 縦覧期間 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年1月16日
 - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号